

# 第9回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

(2022年1月1日～2022年12月31日)

## 株式会社 Photosynth

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年7月17日	2019年3月29日
新 株 予 約 権 の 数		835個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 334,000株 (新株予約権1個につき 400株)	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき 400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 115,200円 (1株当たり 288円)	新株予約権1個当たり 160,000円 (1株当たり 400円)
権 利 行 使 期 間		2020年7月18日から 2028年7月17日まで	2021年3月30日から 2029年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注1)	(注1)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 835個 目的となる株式数 334,000株 保有者数 4名	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 1 1 回 新 株 予 約 権	第 1 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年3月30日	2021年3月29日
新 株 予 約 権 の 数		178個	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 35,600株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 95,000円 (1株当たり 475円)	新株予約権1個当たり 140,000円 (1株当たり 700円)
権 利 行 使 期 間		2022年3月31日から 2030年3月30日まで	2023年3月30日から 2031年3月29日まで
行 使 の 条 件		(注1)	(注1)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 158個 目的となる株式数 31,600株 保有者数 3名	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第13回新株予約権
発行決議日		2021年7月24日
新株予約権の数		4,571個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 941,200株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個につき21円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 216,800円 (1株当たり 1,084円)
権利行使期間		2023年4月1日から 2036年7月29日まで
行使の条件		(注2)
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 171個 目的となる株式数 34,200株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注1) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。
- (2) 当社株式が日本国内の証券取引所に上場されることを要する。
- (3) 行使期間初日より前に以下の事由が発生した場合に限り、行使期間が未到来であっても当社の承認を得て行使することができる。
  - a. 当社経営権の第三者への移行
  - b. 当社創業者の所有する当社株式の半数以上が第三者に譲渡されること
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- (5) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(注2) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2022年12月期から2028年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、3,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員又は顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
  - ロ. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ハ. 「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - ニ. 「内部通報規程」に基づき、内部通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違反行為等の早期発見とその是正、解決を図る。
  - ホ. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ロ. 取締役及び監査役が当該文書又は電磁的媒体を常時閲覧できる体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業上のあらゆるリスクを積極的に予見するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクの適切な評価及び管理に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき職務権限と担当業務を明確にする。
  - ロ. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に

応じて臨時取締役会を開催する。

ハ. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の経営については、当社が策定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。

ロ. 当社内部監査担当者は、当社グループ各社に対して監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

ロ. 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

ハ. 監査役の補助者は、その業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明及び報告を求めることができる。

ロ. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

ハ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該職務の執行に必要なないと認められた場合を除き速やかに処理する。
- ⑩ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - ロ. 監査役は、定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携の強化を図る。
  - ハ. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の通りであります。

- ① リスクマネジメントとコンプライアンスに対する取組み  
リスクマネジメント委員会において、事業上のあらゆるリスクを予見し、適切な評価及び管理について検討しました。また、コンプライアンス研修を実施し、取締役及び使用人に対してコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する取組み  
当事業年度において、取締役会は18回開催されました。取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図っております。
- ③ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する取組み  
当社内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる業務の適正を確保しております。
- ④ 監査役が実効的に行われることを確保する取組み  
監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、全て社外監査役となっております。当事業年度において、監査役会は18回開催されました。監査役は、取締役や重要な使用人へのヒアリングを行い、必要な情報を収集するとともに、代表取締役や内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を行いました。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
  - ・ 連結子会社の数 1社
  - ・ 連結子会社の名称 株式会社 MIWA Akerun Technologies

#### ② 非連結子会社の状況

##### 第13回新株予約権信託

(連結範囲から除いた理由)

第13回新株予約権信託は、小規模であり、純資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社  
非連結子会社の名称 第13回新株予約権信託  
(持分法を適用しない理由)

第13回新株予約権信託は、小規模であり、純資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

- ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - 原材料及び貯蔵品 評価基準は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
  - 商品及び製品 評価基準は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

## ② 固定資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、金型及び賃貸用資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	8年～22年
工具、器具及び備品	2年～15年
賃貸用資産	5年

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。

## ハ. リース資産

### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ④ 収益及び費用の計上基準

Akerun事業では、スマートロック等のIoT機器及びクラウド型認証プラットフォームを活用したサービスを開発し提供しております。当該サービスについては、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、顧客に移転されるサービスの提供期間中の一定時点に受領しております。

当該サービスに付随するものとして、オプション品等の販売及び機器の設置工事等を行っております。オプション品等の販売については、引渡し時点において顧客が当該オプション品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、オプション品等の引渡し時点で収益を認識しております。機器の設置工事等については、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益を計上しております。また、取引の対価は、顧客による検収後、概ね2か月以内に受領しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社の棚卸資産の評価方法は、従来、原材料及び貯蔵品については先入先出法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度の期首より総平均法による原価法に変更しております。

これは、原材料価格の市況変動の影響を棚卸資産の評価及び期間損益計算に適切に反映する目的で導入した新システムが、当連結会計年度の期首に稼働したことによるものです。

なお、過去の連結会計年度について、総平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前連結会計年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として計算しています。

また、この会計方針の変更による影響額は軽微であります。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、これによる連結計算書類への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損損失の認識の要否

##### ① 当該連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	
有形固定資産	955,964千円
無形固定資産	298,891千円
減損損失	5,850千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ. 算出方法

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、当社はキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として事業を基本単位とし、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。また、連結子会社においては、主に会社別にグルーピングしております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当社のAkerun事業（有形固定資産943,755千円、無形固定資産188,214千円）は、事業拡大のために積極的にマーケティング活動や人員採用を行っており、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行いました。検討の結果、当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

なお、遊休資産としてグルーピングされた資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

###### ロ. 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、中期事業計画を基礎としており、直近の販売実績に基づく新規顧客の獲得によるサブスクリプション売上高の増加や、解約率などを主要な仮定として織り込んでおります。

###### ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 15,498,500株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 533,600株 |
|------|----------|

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金には主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い定期的取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金及び保証金	84,222	84,089	△133
資 産 計	84,222	84,089	△133
長 期 借 入 金(※ 2)	374,030	370,071	△3,958
負 債 計	374,030	370,071	△3,958

(※ 1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 1年内返済又は支払予定の金額を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	84,089	－	84,089
資産計	－	84,089	－	84,089
長期借入金	－	370,071	－	370,071
負債計	－	370,071	－	370,071

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積った回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、Akerun事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
サブスクリプションサービス	1,883,317
オプション品販売等	110,955
顧客との契約から生じる収益	1,994,272
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,994,272

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項  
④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	177,748
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	124,926
契約負債（期首残高）	469,126
契約負債（期末残高）	538,499

契約負債は顧客からの前受収益に関連するものであり、契約期間にわたった収益の認識に伴い取り崩しております。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは416,311千円であります。また、当連結会計年度における契約資産及び契約負債に重要な増減はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	753,355
1年超2年以内	97,445
2年超3年以内	25,420
3年超	14,710
合計	890,931

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 135円63銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 37円49銭  |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 評価基準は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、金型及び賃貸用資産並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	8年～22年
工具、器具及び備品	2年～15年
賃貸用資産	5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

Akerun事業では、スマートロック等のIoT機器及びクラウド型認証プラットフォームを活用したサービスを開発し提供しております。当該サービスについては、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、顧客に移転されるサービスの提供期間中の一定時点に受領しております。

当該サービスに付随するものとして、オプション品等の販売及び機器の設置工事等を行っております。オプション品等の販売については、引渡し時点において顧客が当該オプション品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、オプション品等の引渡し時点で収益を認識しております。機器の設置工事等については、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益を計上しております。また、取引の対価は、顧客による検収後、概ね2か月以内に受領しております。

ソフトウェアの請負契約にかかる取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、完成までに要する総原価を合理的に測定し、見積り総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で収益を認識しております。また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後、概ね2か月以内に受領しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社の棚卸資産の評価方法は、従来、原材料及び貯蔵品については先入先出法による原価法を採用していましたが、当事業年度の期首より総平均法による原価法に変更しております。

これは、原材料価格の市況変動の影響を棚卸資産の評価及び期間損益計算に適切に反映する目的で導入した新システムが、当事業年度の期首に稼働したことによるものです。

なお、過去の事業年度について、総平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として計算しています。

また、この会計方針の変更による影響額は軽微であります。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、これによる計算書類への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損損失の認識の要否

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産	
有形固定資産	955,755千円
無形固定資産	188,214千円
減損損失	5,850千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

契約資産	96,584千円
未収入金	16,360千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	112,730千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	4,400株
------	--------

(注) 当事業年度の末日における自己株式は、すべて譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,500,214千円
未払事業所税	902千円
資産除去債務	7,657千円
減価償却超過額及び減損損失	37,521千円
一括償却資産	0千円
ソフトウェア仮勘定	1,218千円
貸倒引当金	1,617千円
棚卸資産評価損	591千円
繰延資産	916千円
未払賞与	5,361千円
受注損失引当金	2,071千円
譲渡制限付株式報酬	1,335千円
その他	793千円
繰延税金資産小計	<u>1,560,203千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△1,500,214千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△59,988千円</u>
評価性引当額小計	<u>△1,560,203千円</u>
繰延税金資産合計	－千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

1年内	96,244千円
1年超	86,738千円
合計	<u>182,983千円</u>

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

関係会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 MIWA Akerun Technologies	所有 直接51	役員の兼任 クラウドサービスの提供及び保守 システム開発 の業務受託 管理業務 の業務受託	増資の引受	102,000	関係会社株式	153,000
				ソフトウェア の受注制作	96,584	契約資産	96,584

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 増資の引受は、株式会社MIWA Akerun Technologiesが実施した第三者割当増資を引き受けたものであります。
2. ソフトウェア制作の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。なお、将来の損失の発生を見込み、5,987千円の受注損失引当金を計上しています。

## 10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 137円54銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 36円19銭  |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。